

防災マニュアル (震災編)



安芸市立伊尾木小学校

令和6年4月

1. 想定条件

- 南海・東南海・東海地震（三連動地震）が発生し、大津波の到達が予想される場合、あるいは、津波警報が発令された場合を想定する。
- 南海地震は、マグニチュード8.4規模の大きさと発生し、県内26市町村で震度7の揺れが予測されている。この強い揺れは、約100~180秒続くことが予想される。
- 30cm津波の到達時間は、安芸市役所付近まで約68分、最大浸水深6.5m、最大の浸水深となる時間は100分と予測されている。海岸線での津波高は1.6m（平均1.3m）。

伊尾木小学校 標高 6.8m 海岸より 約100m

津波浸水予測時間

東組津波到達予測時間 15~20分
 津波発生後、その地点の水深が30cmになるときの予測時間 25分
 最大浸水深予測 5.0~10.0m



◎避難経路

- ①公民館裏の避難道
- ②忠霊塔北の避難階段

一時避難場所 → 避難道上の高台
 避難場所 → 伊尾木保育所

伊尾木小学校から伊尾木保育所まで約900m
 徒歩約15分

☆道路の被災状況によっては、学校の東門から避難する場合もある。
 また、土砂災害の状況によっては、国道を西に避難し、保育所の西側から避難する場合もある。



2. 組織・体制

(1) 学校等災害対策本部

指揮命令者（順番）

1. 校長 2. 教頭 3. 教諭
4. 教諭 5. 教諭

名称	担当	主な対応
総括本部	本部長 校長 副部長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 校内放送等による連絡や指示 各班との連絡調整 避難経路の安全性を確認後、避難の指示 二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 教育委員会等の関係機関への連絡
児童等対応 安否確認 班	学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を確保し、児童への的確な指示 児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全確認 点呼をとり、負傷者及び行方不明者を報告 被害児童の保護者への連絡 二次災害の防止活動
避難誘導 救出 班	学級担任外	<ul style="list-style-type: none"> 分担して各教室に急行し、授業担当者から児童及び教職員の被害状況を聞き取り本部に報告。 避難経路の安全性を確認、本部に報告後、児童の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手立ての実施等 分散して各教室、トイレ体育館等の残留児童等を確認 負傷者の状況を確認・負傷者の救出 行方不明者の捜索 校内警備 等
救護対策 班	養護教諭等	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者への応急処置 負傷の状況を本部に連絡 医療機関への連絡

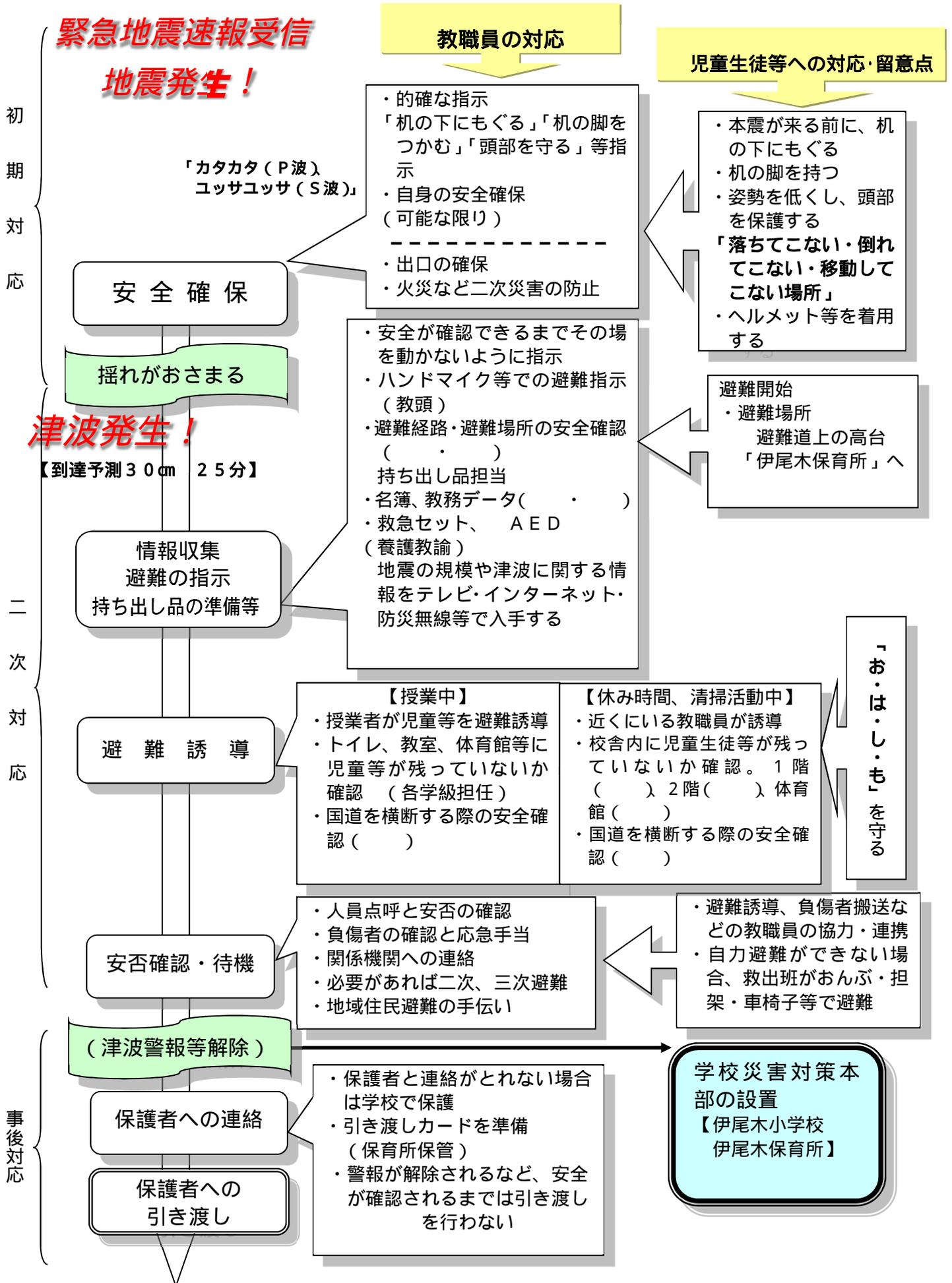
(2) 休日・夜間の震災時における参集体制（参集場所：伊尾木保育所）

配備体制	配備基準	参集体制
第1配備 (警戒体制)	津波注意報が発表	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含め、校長が指定する教職員（1～2名）を配備 教頭 教諭
第2配備 (嚴重警備体制)	震度4の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含め、校長が指定する教職員（3～4名）を配備 教頭 教諭
	津波警報が発表	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含め、校長が指定する教職員（3～4名）を配備 教頭 教諭
第3配備	震度5弱の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含め、校長が指定する教職員（半数以上）を配備 教頭 教諭
	震度5強の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> 原則として教職員の全員を配備 ※勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ
	大津波警報が発表	同上

職名	氏名	居住地	伊尾木小学校までの 主要時間	学校以外の参集場所
校長				
教頭				
教諭				
教諭				
教諭				
養護教諭				
養護講師				
事務				
業務 支援員				
技能員				
支援員				

3. 対応

(1) 児童在校中の対応



【場所別の指示と児童等の行動】

キーワードは

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ避難！

場 所	教職員の指示（例）	児童生徒等の行動
普通教室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」 「頭部を守る」「その場を動かない」	・机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特別教室	理 科 室	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調 理 室	・食器等が入っている棚から離れる
	音 楽 室	・ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる
	コンピュ ータ室	・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する
	学 校 図 書 館 等	・本棚から離れる
	教室の状況に応じて具体的に指示をする	
体 育 館	「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気をつける」	・天板や天井灯、窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる
運 動 場 ・ 校 庭	「校舎、フェンスや遊具などから離れて、体を低くする、グラウンドの中央に集まる」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する。 ・落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部分に避難する
プ ー ル	「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	・プールの端に移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊 下 ・ 階 段	「しゃがんで、頭部を守る」 「教室に入る」	・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる



教職員の対応における留意事項

- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・児童生徒等の人員確認
- ・声かけ等による児童生徒等の不安の除去
- ・余震や二次災害への対応

教職員と児童生徒等が離れている場合の対応

（休み時間、放課後、部活動等）

- ・分散して、校舎内を巡回し、児童生徒等の安全を確認する
- ・本部の避難指示を受け、必要に応じて、児童生徒等をより安全な場所へ誘導する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当をする

(2) 校外での活動時の対応

教職員が引率し校外で活動している場合（遠足、修学旅行など）

緊急地震速報受信
地震発生！

教職員の対応

児童生徒等への対応・留意点

安全確保

揺れがおさまる

津波発生！

避難誘導

(津波警報等解除)

学校等への連絡

保護者への連絡

保護者への引き渡し

- ・状況の把握と的確な指示
- ・倒壊物、落下物への注意・指示
- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・パニックをおこさないように、声をかけて安心させる

- ・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら、安全な場所へ避難の指示
- ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の上層階へ避難(最初の場所が危険と判断したらより安全な場所へ移動し、津波警報等が解除される等、津波の心配がなくなるまで戻らない)
- ・児童生徒等の不安を取り除く声かけ
- ・児童生徒等の安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・ラジオ等による情報収集

- ・学校等への状況報告
- ・校長からの指示を受ける

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる

実施計画書を提出の際、次のことを確認しておく(訪問先への問い合わせ・ネットでの情報収集等による)

- ・現地の危険箇所、避難場所等
- ・家庭、学校等への連絡方法

- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・自力避難ができない場合、引率者で役割分担をし、全体指導と負傷者対応に当たる(おんぶ等で避難) 周りへの支援も呼

- ・学校等は保護者へ状況を連絡する

・安全が確認された後、原則として学校か避難場所へ全員でもどる。
・「引き渡し」については、(6)「引き渡しと待機」を参照。



(3) 児童等が登下校中の対応

緊急地震速報受信
地震発生！

教職員の対応

児童生徒等の対応・留意点

安全確保

- 学校内にいる教職員
 - ・自身の安全を確保
 - ・近くの児童生徒等に的確な指示
- 学校外にいる教職員
 - ・自身の安全を確保

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる

揺れがおさまる

津波発生！

避難

校内巡視
通学路巡視

- 学校内にいる教職員
 - ・校内にいる児童生徒等の安否確認等（在校時の対応を基本とする）
 - ・（津波浸水時間を考慮して）可能な限り通学路を巡回して児童生徒等の安否確認及び避難誘導を行う
 - ・避難場所や放課後教室等も確認する
- 学校外にいる教職員
 - ・近くの避難場所へ避難する

- ・揺れがおさまったら、避難場所または避難タワーに避難する
- ・津波被害の危険性が高い地域では、強い揺れ、長い揺れを感じたり、津波に関する情報があったりした場合は自らの判断で今いる場所から最も近い高台へ避難する
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない

（津波警報等解除）

児童生徒等の安否確認

避難場所確認

自宅確認

- 校内にいた教職員
 - ・地域の避難場所へ赴き安否の確認を行う
 - 河野不動地区：国道北山
 - 河野不動地区以外：高台・伊尾木保育所
 - ・放課後子ども教室等にも確認する
- 校外にいた教職員
 - ・原則、伊尾木保育所へ参集する
 - ・避難した避難所での情報収集（児童の安否確認）
 - ・学校へ状況を連絡

- ・避難後、学校、自宅の近い方へ移動する
- ・学校へ安否確認の連絡をする

児童生徒等に関する情報の集約

児童生徒等の家庭への引き渡し

関係機関への報告

- ・保護した児童等の家庭への連絡
- ・家庭と連絡がとれない場合は避難所で保護

避難場所に到着したら周囲の大人の人に保護者または学校への連絡をお願いします。

避難場所からは、保護者や学校の先生が迎えに行くまで決して自分一人で自宅に戻らない。

(4) 児童生徒等が在宅中(休日・夜間)の対応

緊急地震速報受信
地震発生!

教職員の対応

児童生徒等の対応・留意点

- ・自身、家族の安全確保

- ・身を低くし、頭部及び上半身を保護する

安全確保

揺れがおさまる

津波発生!

学校が津波の被害を受けて使用できないと予測される場合は、別の集合場所を決めておく

避難

(津波警報等解除)

避難場所等へ
参集(教職員)

- ・震度5強以上の地震が発生した場合、原則として全員伊尾木保育所に集合

- ・集合できない場合は伊尾木保育所へ状況連絡
- ・教職員の安否確認

- ・指定されている場所へ避難する
- ・津波注意報・警報が発表された場合や海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の上層階などあらかじめ決めておいた場所へ避難する
- ・津波警報が解除されるまで避難場所を動かない

児童生徒等の
安否確認

避難場所確認

自宅確認

- ・地域の避難場所へ行き安否の確認を行う
児童の安否確認
避難所(伊尾木保育所等)
自宅
- ・担任及び他の教職員による確認
- ・放課後子ども教室等にも確認する

- ・担任へ安否確認の電話連絡をする(保護者・児童から)
- ・連絡がない場合、担任から電話連絡をする
- ・担任から校長へ連絡をする

校内施設の被害状況
確認

児童生徒等に関する
情報の集約

教育委員会等に現状を報告し、次の指示(自主防災組織・行政等)を待つ。

関係機関への報告

支援活動を行う

二次避難所



- 教職員の参集体制について
- ・学校まで参集できない場合は最寄りの学校等へ
 - ・あらかじめ一覧表を作成し、教職員で情報共有しておく

(5) スクールバス乗車時の対応

伊尾木小は該当なし

あらかじめ次の内容を確認しておく

- ・スクールバス運行表(拠点と時刻)
- ・運行ルート(地図(浸水予測含む))
- ・運行ルート上の津波避難場所一覧
- ・津波避難場所(地図表記)

- ・バスの運行ルート上の医療機関、津波避難場所
- ・家庭、学校等への連絡方法
- ・ラジオ等(情報を把握)する物を準備

緊急地震速報受信
地震発生!

スクールバス乗務員

安全確保

揺れがおさまる

教職員(学校)

- ・安全な場所で停車
- ・児童生徒等の安否の確認
- ・周囲の状況確認

津波発生!

避難誘導
安否確認

(津波警報等解除)

- ・在校生への対応、適切な指示
- ・スクールバス現在地の確認
- ・救護班等の派遣検討
- ・人数と安否の確認

- ・津波浸水域では最も近い高台へ避難
- ・あらかじめ決めているルート上の「高台道路」へ
- ・学校へ現在地と被害状況の連絡

学校等への連絡

- ・救護班は現地へ行き、安全確認を行う(児童生徒等の不安の緩和)
- ・最寄りの保護者に救助要請

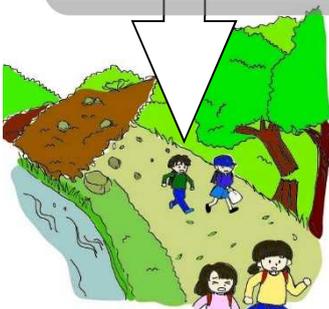
- ・けが人がいる場合は救急車要請
- ・最寄りの医療機関と連携(救急車要請不可能時)

保護者への連絡

- ・学校等は保護者へ状況を連絡する

保護者への
引き渡し

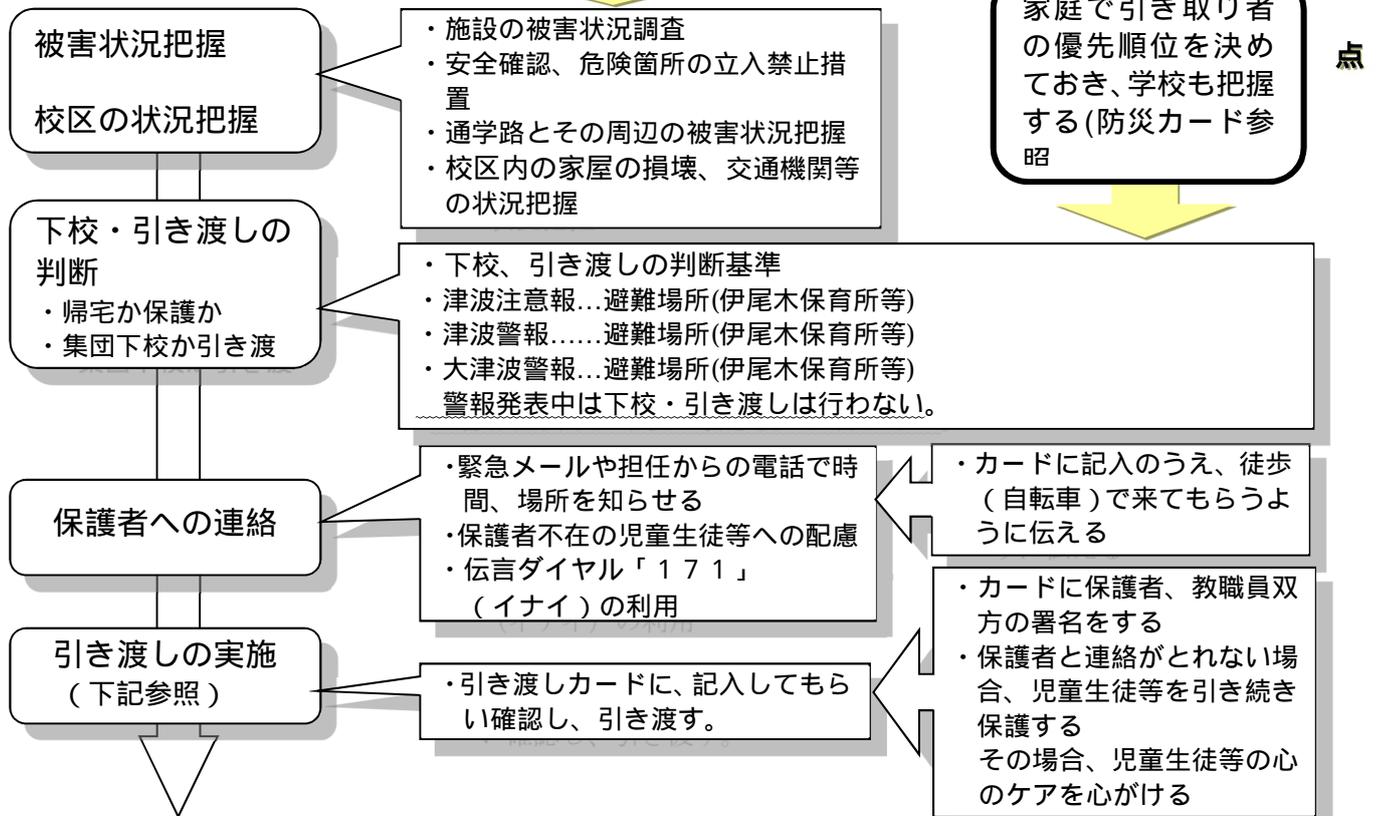
- ・保護者が現場に来た場合は引き渡しカードにより引き渡す
- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護または最寄りの避難場所へ



特別支援の必要な児童生徒等には、連絡先等を記したヘルプカードを携帯するよう指導しておく

(6) 引き渡しと待機

教職員の対応



小学校の引き渡し方法

- (1) 児童は、庭園に引き渡し隊形で集合する。保護者は指定の場所で待機する。
- (2) ハンドマイク等の指示で引き渡し開始 防災カードに名前のある人に限り引き渡す
引き取り者が引き渡しカードに記入する
担任(または担任に代わる教職員)が内容と引き取り者を確認し、職員名を記入する
今後の滞在場所を確認して引き渡す(兄弟姉妹まとめて行う)
 - 児童が負傷している場合は、養護教諭(本部)に直接確認して引き渡す。
 - 児童が不明な場合は、本部にて指示を受ける。

引き渡しカード 小学校から持ち出せない場合も想定されるため、伊尾木保育所にも保管

《引き渡しの留意点》

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に避難場所(伊尾木保育所)に留まることや避難行動を促す。

家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、避難場所に留めるなどの事前の協議・確認をしておく。

校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認をしておく。

不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。

待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

【資料】

緊急時引き渡しカード（例）					
(児童名)			血液型	(きょうだい)	
年 組				年 組	
番号	引き取り者氏名		連絡先(電話、住所)		児童との関係
1	保護者	ふりがな	電話[- -]		
			携帯[- -]		
2			住所[]		
3					
引き渡し日時	月 日 時 分		教職員氏名：		
引き渡し後の滞在場所： 自宅 ・ 自宅以外()					

【引き渡しの留意点】

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。

引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先にするため以下のような点に注意が必要です。

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。

家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。

校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。

引き渡しのルール(例)		
学校を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。		

学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられます。児童生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意しましょう。

不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

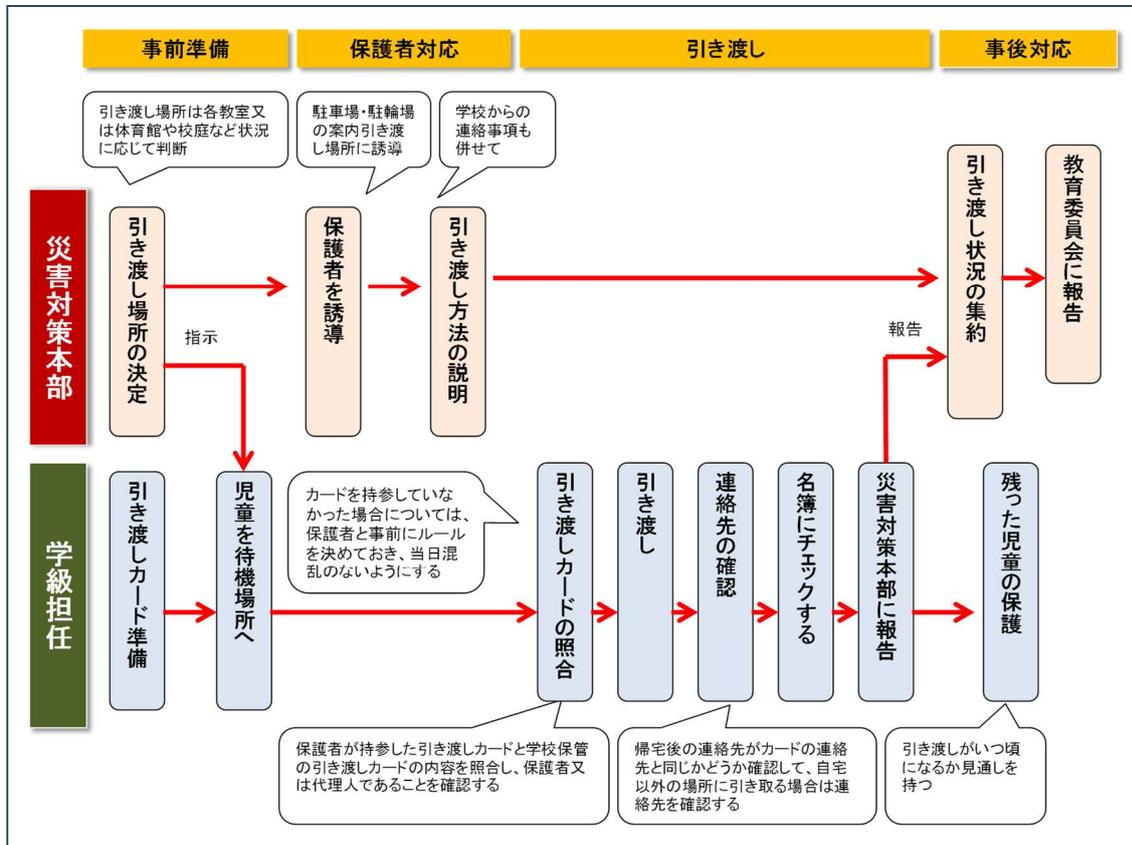
近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。

待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、一度に多くの保護者等が集まり、混乱、錯綜することが考えられるためあらかじめ引き渡しの手順を明確化しておくことが大切です。

また、訓練等を通して保護者に周知しておくことも必要です。



校外で引き渡す場合の流れ

引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)

学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。

現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

* 校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく

【参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省】

【東日本大震災の事例から】

保護者へ引き渡した後、津波で犠牲に・・・

東日本大震災では児童生徒を保護者に引き渡した後に津波被害に遭うケースがありました。岩手、宮城、福島3県で犠牲になった小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒351人のうち、引き渡し後に犠牲になったのは120人（河北新報社調べ）と3分の1を占めています。

岩手県気仙沼市立小原木小学校は標高約45mにあり、児童の多くは海沿いの低地に住んでいる。震災直後、校庭には児童の引き渡しを求めて20人以上の保護者が集まっていたが、学校は独自の判断で児童の引き渡しを見合わせた。「高台なので、ここにいたほうが安全」と保護者にも理解を求め、児童らは校庭で待機した。眼下に広がる集落が津波にのみこまれたのはそれから30分後だった。

4. 事後の危機管理

安芸市立伊尾木小学校

◆教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、安芸市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- *震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- *事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- *その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- *一斉配信メール
- *本校ウェブサイトへの掲載
- *学校入口（校門）への掲示
- *避難所への掲示
- *PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- *安芸市からの広報（安芸市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、必要に応じて、安芸市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- *登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- *児童の心理面の状況把握・安定確保
- *児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- *校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- *ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- *通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 *児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 後日の報告等に備え、 <u>被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記</u> *危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 *学校給食施設・備品の点検と必要な措置 *ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施 *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 *安芸市教育委員会に対し、以下を要請

	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	<p>通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 * スクールバスの運行可能性（安芸市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

（３）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（２）の調査結果を基に、安芸市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、２部授業、複式授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- * 動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- * 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、安芸市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記（１）②に示した手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

(4) 被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに安芸市教育委員会へ報告する。(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

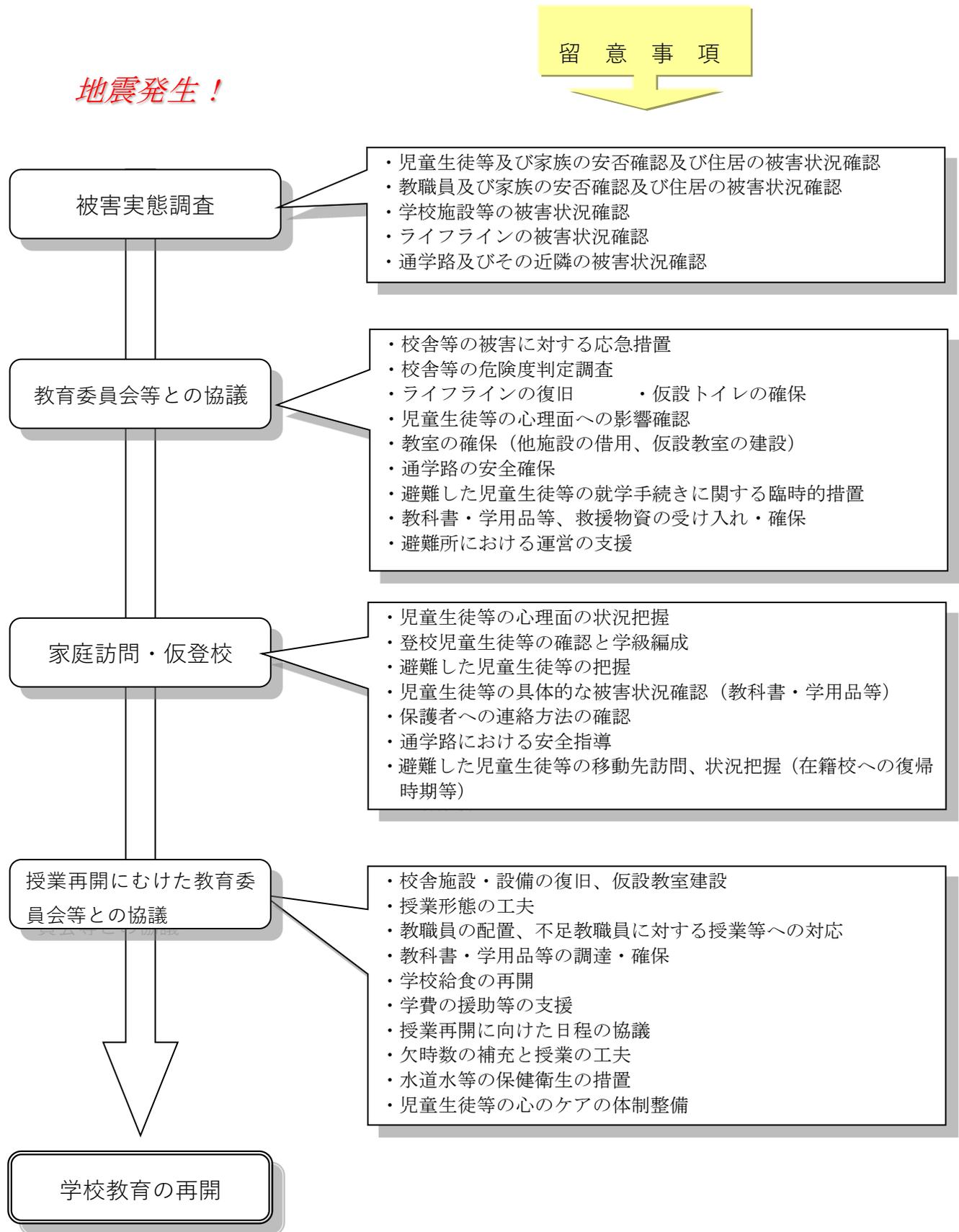
校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、安芸市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

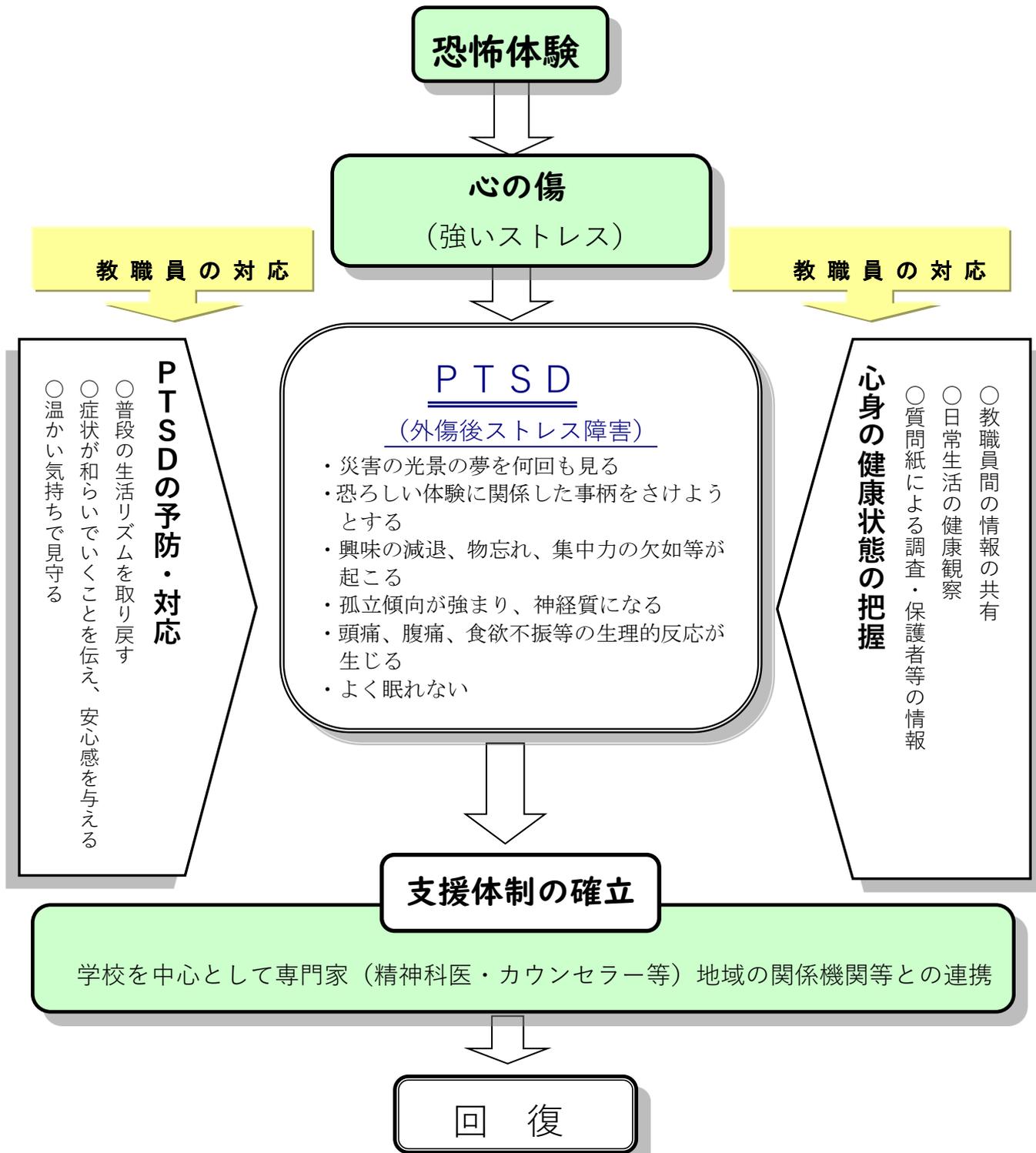
(5) 学校再開に向けた取組



◆心のケア

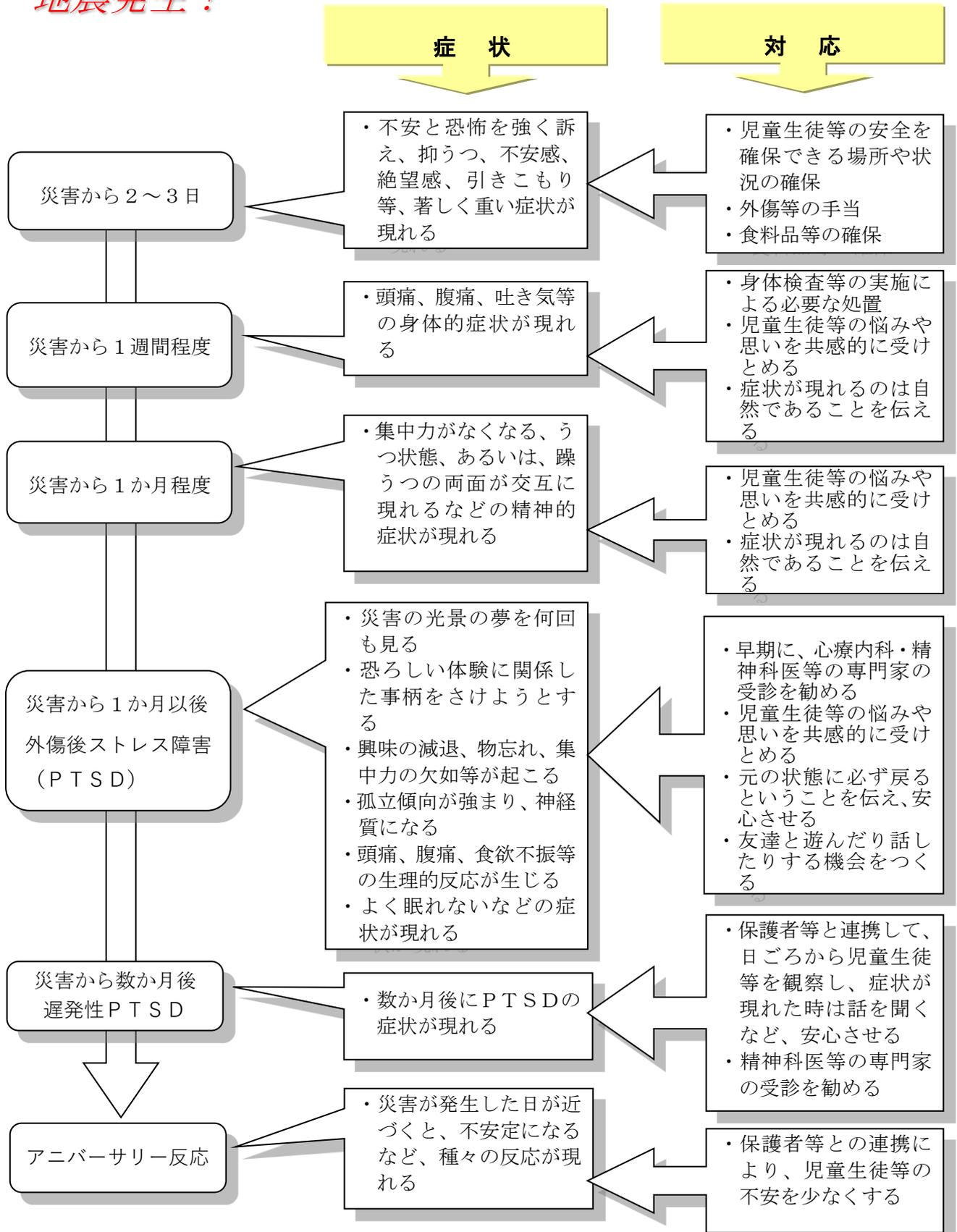
(1) 児童生徒等の心のケアについて

事故等に遭遇



(2) 災害後、児童生徒等に現れる可能性のある症状とその対応

地震発生!



(3) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(4) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子供のそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
- 【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
- 【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。
- 【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」（平成26年3月）

(5) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	＊校長 ＊教頭 ＊教務主任 ＊生徒指導主任 ＊保健主事 ＊養護教諭 ＊当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 ＊スクールカウンセラー ＊スクールソーシャルワーカー ＊学校医
協議・検討事項	＊当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 ＊対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） ＊ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ＊保護者等からの相談窓口設置の要否 ＊教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ＊専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ＊教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

（６）関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

（７）教職員の心のケア

①管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置等を検討する。
- 事故・災害時への対応は、チームを組んで当たる態勢をとる。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みをとることが本人の不利にならないように配慮する。

②教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自信の健康管理が重要であることを理解して、以下の点に心がける。

- 個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

(8) 危機発生時の身体状況調査様式

事故・災害等発生後の身体状況調査票

保護者またはご家族が記入し、____月 ____日までに学級担任に提出してください。

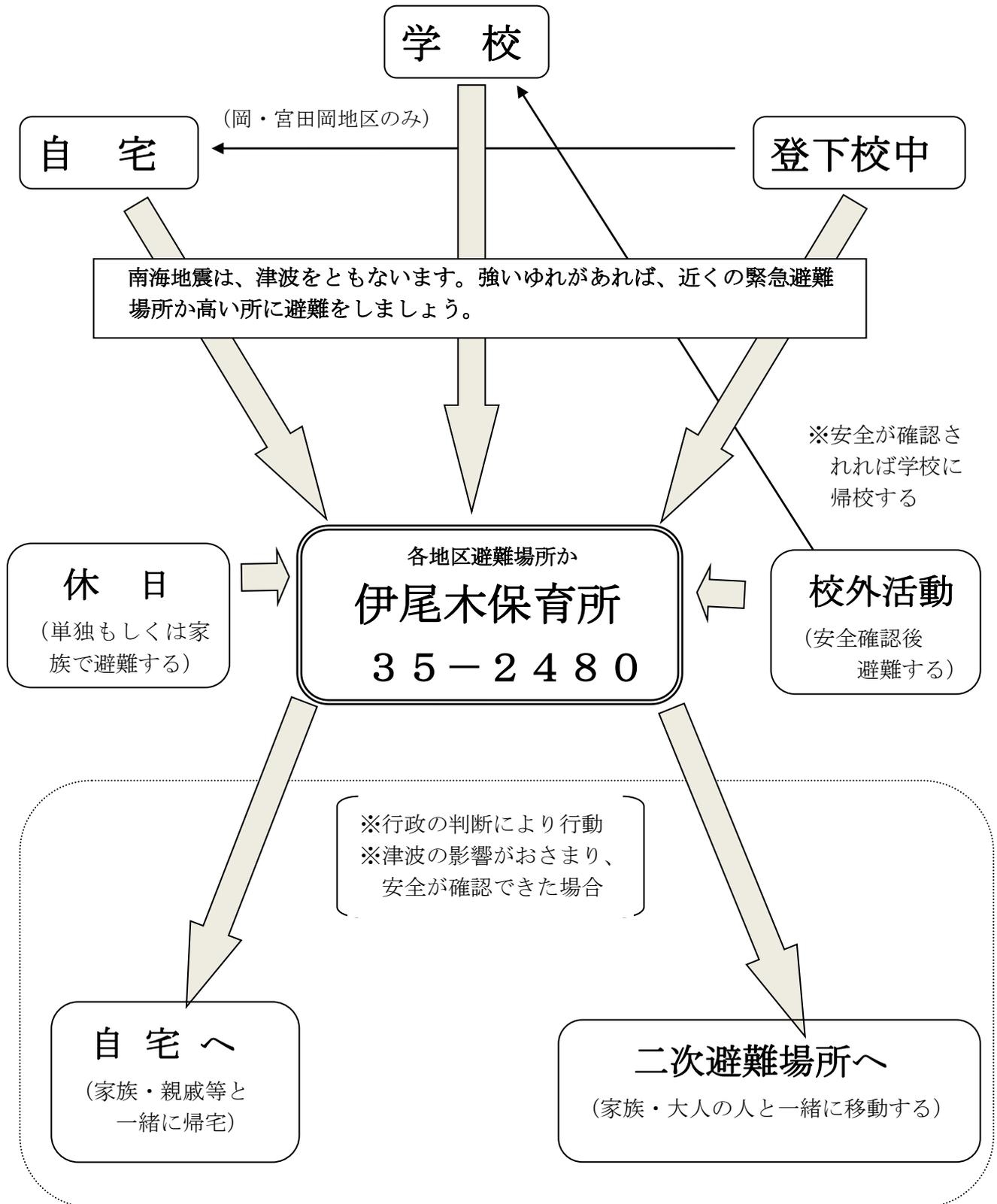
記入日 令和 ____年 ____月 ____日

(____) 年 ____月 ____日 児童名
(____)

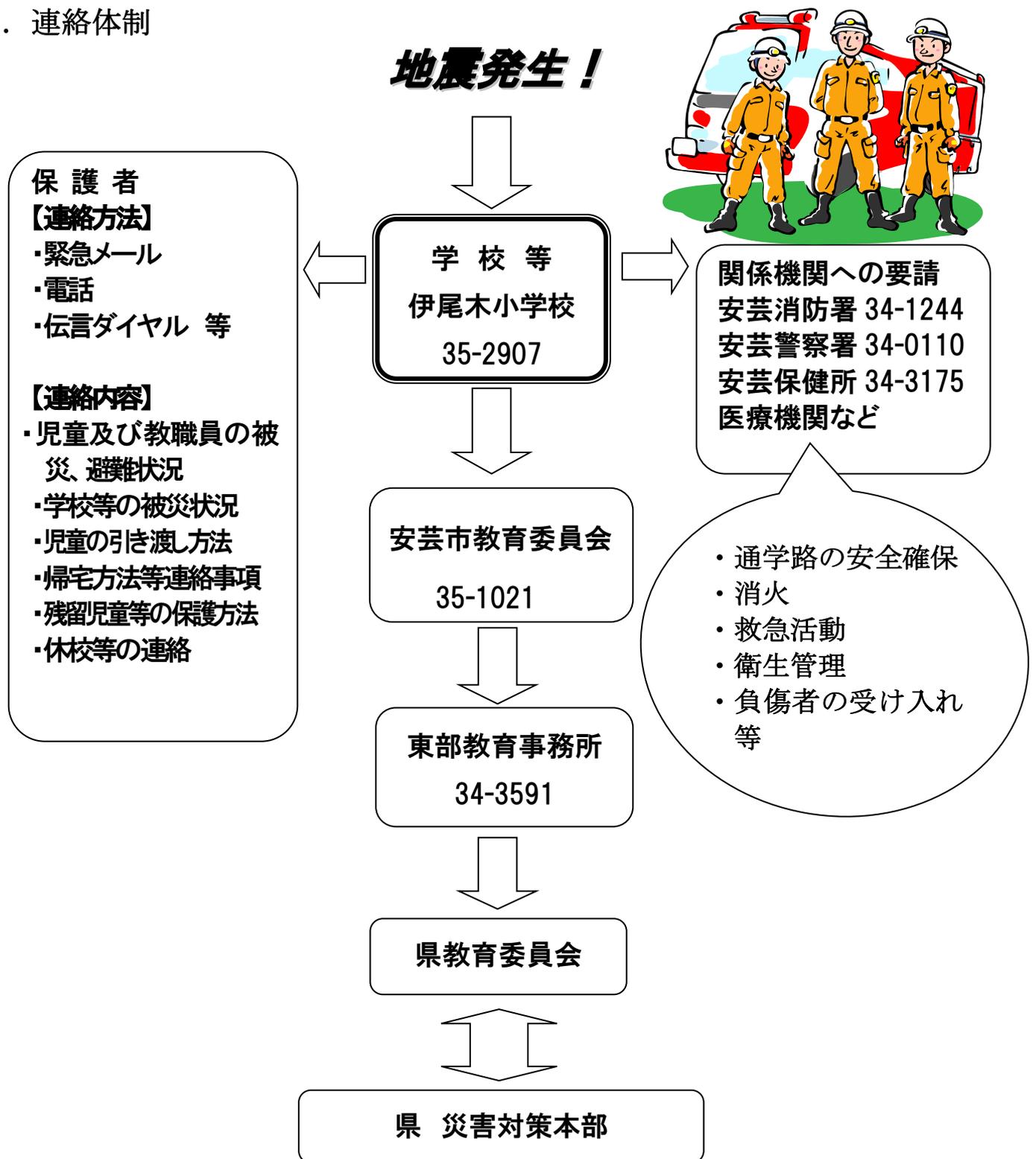
記入者名 (____) 続柄 (____)

	児童の様子	1 あてはま らない	2 あまりあて はまらない	3 少しあて はまる	4 とてもあて はまる	3・4に○印をつけた場合、具 体的に教えてください
①	食欲がない。	1	2	3	4	
②	眠れない。怖い夢を見 る。夜中に何度も目が 覚める。	1	2	3	4	
③	おねしょなどの退行 現象がある。 (指しゃぶり・甘え・ 赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
④	学校に行きたがらな い。 外出したくない。	1	2	3	4	
⑤	よく泣く。 小さな音にも敏感に 反応する。	1	2	3	4	
⑥	頭痛や腹痛(嘔吐・下 痢)を頻繁に訴える。	1	2	3	4	
⑦	その他(災害前と比べて変わった様子、気になる様子など)					
⑧	ご家庭の状況(家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で)					
⑨	その他、気になること(地域の状況、他の児童のことなど)					

5. 津波が発生した時の避難



6. 連絡体制



児童等の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡する
(電話等がつながり難い状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要がある)

7. 災害発生から学校再開に向けた対応

災害の発生

- 緊急連絡網により、教職員の被災状況や出勤の可否について把握。
- 教職員は、自己や家族の安全を確保した後、状況に応じて速やかに伊尾木保育所へ集合する。(状況によっては、学校へ集合)
- 状況に応じて臨時休校等の措置をとるとともに、教育委員会や保護者に連絡。

避難所への参集

学校災害対策本部の設置

主な留意点

- 教職員自身または家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を校長に連絡する。
- 週休日や長期休業中等に居住地の周辺で被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が行われているときは、その旨を校長に連絡し、これに参加する。
- 居住地の周辺及び勤務校等に赴く途上の地域の被害状況等に注視。

第一次被害状況の調査

(電話連絡・家庭訪問等による)

教職員・児童の被災状況調査

- 教職員・児童及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認。
(避難先を確認し一覧表にする)

施設等の被害調査

- ライフライン・通学路及び近隣の被害状況の確認。
- 施設等・設備の被害状況(被害状況をできる限り写真に)

防災担当部局や地域との連携

教育委員会への被害状況の報告 教育委員会との協議調整

- 施設等・整備の安全確保。被災所における運営の支援
- ライフラインの復旧 ・仮設トイレの確保
- 学習場所の確保
- 通学路の安全確保
- 教科書、学用品等の確保
- 被災児童の心のケア

第二次被害状況の調査

(臨時登校や家庭訪問等による)

- 児童の被災状況
- 被災児童の避難先等の把握
- 教科書・学用品の必要数

教育委員会等との協議調整

- 仮設教室などの確保
- 授業形態の工夫
- 教科書・学用品等の調達・確保
- 教職員の配置、不足教職員に対する授業などへの対応
- 学費の援助等支援。
- 被災教職員・児童への心のケア対策
- 欠時数の補充と授業の工夫
- 水道水等の保健衛生の措置
- 授業再開の時期

学校再開

8. 地震チェックリスト

		点 検 内 容	
施設 設備	1	廊下などの被災の妨げとなる障害物を取り除いている	
	2	消火器や避難誘導の設備点検を定期的に行っている	
	3	スタンドピアノや大型機器などの転倒防止をしている	
	4	特別教室(図書室・理科室・調理室・図工室・パソコン室)の棚の転倒防止をしている	
	5	遊具の点検・安全対策を定期的に行っている	
	6	教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている	
	7	ガラスの飛散防止をしている	
組 織 ・ 体 制	8	学校防災組織や教職員の役割分担を明確に行っている	
	9	地震発生後の配備体制や参集体制が教職員に周知されている	
	10	避難経路、避難場所が教職員に周知されている	
	11	配慮が必要な児童の個別の避難方法についてすぐ対応できるように訓練している	
	12	関係機関との連絡体制が整備されている	
教 育 ・ 訓 練	13	防災訓練を計画的に実施している	
	14	年間計画に基づき、計画的に防災教育を実施している	
	15	地域と連携した防災訓練を実施している	
書 類	16	児童の引き渡しカードを作成している	
	17	非常持ち出し品、児童名簿がすぐに持ち出せるようになっている	
児 童	18	児童、保護者との連絡体制を整備している	
	19	児童の通学方法を把握している	
周 辺 環 境	20	校地・運動場及び周辺の状態について、把握している	
		・液状化発生の可能性はないか	
		・運動場等の縁壁縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性はないか	
		・斜面崩壊の可能性はないか	

9. 災害時の応急手当

1. 自分がケガをしたら

- ①あわてて一人で動かない。動き回るとひどくなる。
- ②すぐ大声を出して、近くの人に助けを求める。



2. ケガをしている人がいたら

- ①救急車や医者へ連絡する。または、近くの人にケガの様子を知らせ、救急車や医者への連絡を依頼する。
- ②次のような簡単な応急手当をする。



《止血の方法》

【直接圧迫止血】

- ・出血している傷口を ガーゼやハンカチなどで直接強く押さえて、しばらく圧迫します。

【間接圧迫止血】

- ・傷口より心臓に近い動脈（止血点）を手や指で圧迫して血液の流れを止めて止血します。
（直接圧迫止血をすぐに行えないときに応急的に行います。直接圧迫止血を始めたら間接圧迫止血は中止）

《捻挫・打撲》

- ・冷水または氷のうで冷やし、安静にします。（捻挫）
- ・打撲部分は、骨折、脱臼、捻挫と同様に安静にして、原則として冷やします。（打撲）
- ・初期には、動かしたり温めたりすると、内出血や腫れがひどくなるので注意します。

《骨折》

- ・全身及び患部を安静にし、患部を固定します。
- ・手首や前腕の固定の場合、肘関節から指先までの長さの副子（ふくし）を、骨折部の外側と内側に当て固定します。

※副子（ふくし）とは、骨折部の動揺を防ぐため、上肢・下肢及び体に当てる支持物をいい、骨折部の上下の間接を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅をもつものが有効で、この条件を備えるならば、どんな物でもかまわない。

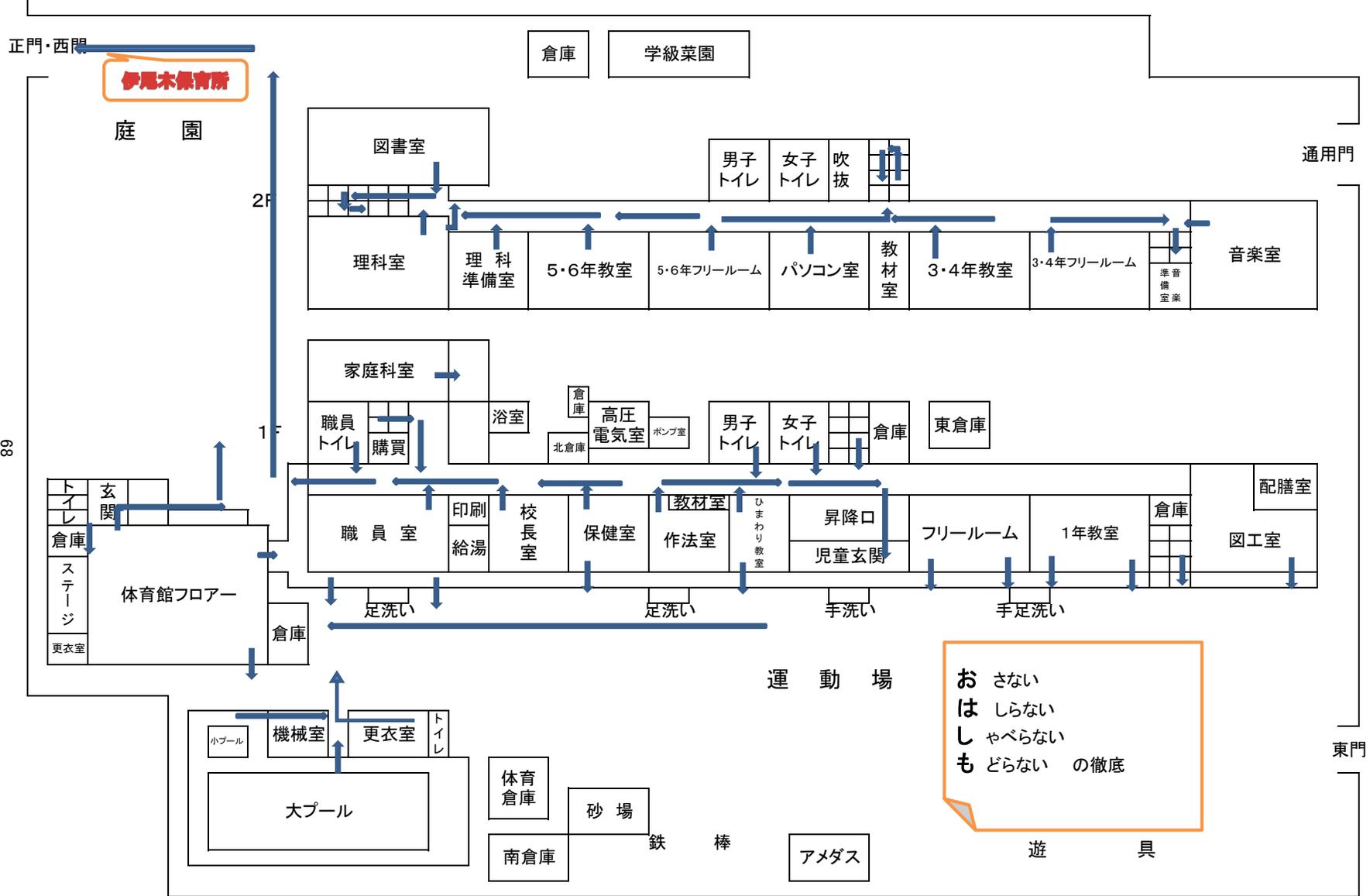
（新聞紙・雑誌・段ボール・棒・杖・傘・野球のバット・毛布・座布団など）



《やけど（熱傷）》

- ・冷たい水などで痛みがとれるまで冷やす。その後もぬれタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷やします。
- ・やけどの部位が衣服で覆われていても、そのままにして急いで冷水をかけます。

伊尾木小 震災時(津波)避難経路図



88

安芸市立伊尾木小学校 防災カード

児 童 名		性別	男・女	学年	年
		性別	男・女	学年	年
		性別	男・女	学年	年
保 護 者 氏 名	◎携帯電話 ◎メールアドレス				
住 所	TEL				
予 定 避 難 場 所	※家族の集合場所①				
	※家族の集合場所②				
緊 急 時 の 連 絡 先 (優先順に)	①氏名	続柄：		携帯：	
		メールアドレス：		連絡先：	
	通常（児童登校時）の所在→ 自宅・自宅以外 （場所名： 備考： ）				
	②氏名	続柄：		携帯：	
		メールアドレス：		連絡先：	
	通常（児童登校時）の所在→ 自宅・自宅以外 （場所名： 備考： ）				
③氏名	続柄：		携帯：		
	メールアドレス：		連絡先：		
通常（児童登校時）の所在→ 自宅・自宅以外 （場所名： 備考： ）					

安芸市立伊尾木小学校 引渡しカード

学 年	年	児 童 名			
引 渡 し 日	月	日	時 間	時	分
引 渡 し 職 員	引き取り者 氏 名		児 童 と の 関 係		
今 後 の 避 難 場 所	①		②		
今後の連絡先				電話	— —
				メールアドレス	

安芸市立伊尾木小学校 引渡しカード

学 年	年	児 童 名			
引 渡 し 日	月	日	時 間	時	分
引 渡 し 職 員	引き取り者 氏 名		児 童 と の 関 係		
今 後 の 避 難 場 所	①		②		
今後の連絡先				電話	— —
				メールアドレス	